告 示

埼玉県告示第千六百七号

同条第五項に 特 定非営利活動 特定非営利活 お 法 いて準用する同法第十条第二項の規定に 動促進法 (平成十年法律第七号) 人の合併に係る認証について次のとおり申請書が提出された 第三十四条第四項の規定に より公告する。 ょ \mathcal{O} で、 り、

民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興セン U 翌事業年度の事業計画書及び なお、 び に 当該 ン タ 申請 ネ に係る定款、 ツ \vdash を 利 用 活動予算書を、申請書を受理 役員名簿、 す る 方法 合併趣旨書並びに合併当初 (埼 玉 県 Ν タ Ρ Ο にお した 情 日 報 V て備え置く方法 から二月間、 ス \mathcal{O} テ 事業年度 シ 彐 県 及

(http://www.saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十二月五日

一 合併後存続する特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北本市手をつなぐ育成会

三 代表者の氏名

村田 則弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市緑四丁目百九十七番地

五 定款に記載された目的

会参加 授産活 を促 法 人は、 \mathcal{O} 場と 進することで福 在宅 して \mathcal{O} 障害福祉 障 害者 祉 サ \mathcal{O} に 増 対 進 ピ に寄与することを目 ス 事業所 近 な 地 \mathcal{O} 運営及 域 で通 び支援を行い 所 12 的とする。 ょ り 必要な自立 障害者 訓 の社 練